

条例改正における検討事項

(1) 条例案に盛り込む、パートナーシップ制度に関連する事項について

パートナーシップ制度導入の根拠規定として、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

➤ 事務局案

① 条文に盛り込む内容及び表現の検討

(ア) 前文に新たに内容を盛り込むことの検討(下記は現行の前文を一部抜粋で記載しています。)

前文<抜粋>

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人々が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

(イ) 条文追加事項及び表現の検討

定義

第2条

(○) パートナーシップ制度 パートナーシップの宣誓等を受理することで、性自認・性的指向に係る日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二人を支援する制度をいう。なお、異性間において、日頃の生きづらさを感じているものも対象とする。

パートナーシップ制度

第〇条 市長は、パートナーシップの宣誓があったときは、規則で定めるところにより、宣誓書受理証を交付する。また、公正証書等を受理した場合においては、公正証書等受理証を交付することができる。

2 宣誓書受理証および公正証書等受理証の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出書その他必要な書類を添付したうえで、市長に届け出なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関して必要な事項は、規則で定める。

※下記条文について、新しい条を設けるか、第5条(市の責務)・第6条(事業者等の責務)・第7条(禁止事項)に含まれるのか。また条を設ける場合の形式について検討が必要。

市民及び事業者は、その社会活動の中で、前条に規定する市が行うパートナーシップ制度を最大

限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

※方式が宣誓となるかは別途検討

アウティング禁止事項

第7条の2 市、市民及び事業者等は、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制又は禁止してはならない。

2 市、市民及び事業者等は、本人の同意なくして性的指向又は性自認を公表してはならない。

② 現行の条文に追加する位置の検討

- ・「条例改正における新旧対照表（案）」を参照。

(2) 先行自治体における条文まとめ

①～④の先行自治体において、パートナーシップ制度の根拠となる条例より、パートナーシップ制度に関連する箇所を抜粋した。

① 渋谷区(「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」平成 27 年制定)

前文

日本国憲法に定める個人の尊重及び法の下での平等の理念に基づき、性別、人種、年齢や障害の有無などにより差別されることなく、人が人として尊重され、誰もが自分の能力を活かしていきいきと生きることができる差別のない社会を実現することは、私たち区民共通の願いである。

本区では、これまで、男女平等社会の実現を目指して、男女共同参画行動計画を策定し、推進することにより、男女の人権の尊重に積極的に取り組んできた。

しかし、男女に関わる問題においては、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行が存在すること、一部の性的指向のある者及び性同一性障害者等の性的少数者に対する理解が足りないことなど、多くの課題が残されている。

日本には、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な文化を受け入れ発展してきた歴史があり、とりわけ渋谷のまちは、様々な個性を受け入れてきた寛容性の高いまちである。一方、現代のグローバル社会では、一人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生むことが期待されている。このため、本区では、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければならない。

これから本区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人が、性別等にとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を実現しなければならない。

よって、ここに、区、区民及び事業者が、それぞれの責務を果たし、協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会の実現を図り、もって豊かで安心して生活できる成熟した地域社会をつくることを決意し、この条例を制定する。

定義

- 六 性的指向 人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向(異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛)をいう。
- 七 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。
- 八 パートナーシップ 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。

性的少数者の人権の尊重

- 第四条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者の人権を尊重する社会を推進する。
- 一 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。
 - 二 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
 - 三 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。
 - 四 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。

区が行うパートナーシップ証明

- 第十条 区長は、第四条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明(以下「パートナーシップ証明」という。)をすることができる。
- 2 区長は、前項のパートナーシップ証明を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
- 一 当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第二条第三号に規定する任意後見受任者の一人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。
 - 二 共同生活を営むに当たり、当事者間において、区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。
- 3 前項に定めるもののほか、パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は、区規則で定める。
- 第十一条 区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。

② 豊島区(「豊島区男女共同参画推進条例」平成 31 年改正)

前文

私たちは、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきた。平成14年2月には、この取組の成果を踏まえ、男女共同参画都市宣言を行った。

これまでの取組により男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていける社会の実現が求められている。

私たちのまち豊島区が、本格的な少子高齢化の進展、家族形態の変化などに適切に対応し、文化の風薫る、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、性別等にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことが大切である。ここに、私たちは、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別等に起因する人権侵害を受けるとなく、1人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち豊島区をつくることを決意し、この条例を制定する。

※注)下線部分は、平成31年前文改正箇所を示しています。

定義

- (2) 性別等 生物学的な性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)及び性的指向(どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。)をいう。
- (7) パートナーシップ 互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。
- (8) パートナー パートナーシップにある者の一方からみた相手方をいう。

基本理念

- (7) すべての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止

- 5 何人も、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止してはならない。
- 6 何人も、

パートナーシップ制度

- 第8条の2 区長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところにより、受理証明書を交付することができる。
- 2 前項の受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出書その他必要な書類を添付した上で、区長に届け出なければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 31 条例 5・追加)

第 8 条の 3 事業者は、その社会活動の中で、前条第 1 項に規定する受理証明書を最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③ 総社市(「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」平成 31 年制定)

前文

なし

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に当たり、多様な性の理解に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 全ての人が多様な性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性的マイノリティであることによる差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、助け合い、補い合い、かつ、能力を発揮する機会が確保された明るく幸せな地域社会を目指すものとする。

定義

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 性的マイノリティ 性的指向(どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。)や性自認(自己の性別についての認識をいう。)のあり方が多数者とは異なる者をいう。
- (3) カミングアウト 自らが性的マイノリティであることを公表することをいう。
- (4) パートナーシップ 2 人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

権利侵害の禁止

第 8 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為
- (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。
- (3) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。

相談及び苦情の申出

第 10 条 何人も、性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱いによって権利が侵害された場合の相談又は苦情を、市長に申し出ることができる。

パートナーシップの宣誓等

第12条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。

2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓をした2人の者に対して、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

④港区(「港区男女平等参画条例」令和2年改正)

前文

私たちは、全ての人が人権を保障され、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別等や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時に全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

※注) 下線部分は、令和2年前文改正箇所を示しています。

定義

第2条

- 二 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- 三 性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 四 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 五 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

差別的取扱い等の禁止

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

第3章 基本的施策等

基本的施策

六 性的指向、性自認又は性別表現に起因する偏見、嘲笑、いじめ、嫌がらせその他の人権侵害の根絶を図り、全ての人の尊厳を守るための施策

みなとマリアーシュ制度

第9条の2 区は、性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策を推進するための制度（以下「みなとマリアーシュ制度」という。）を設けるものとする。

2 みなとマリアーシュ制度の利用に関し必要な事項は、区規則で定める。

《参考》先行自治体の各文言の定義

■パートナーシップ

＜戸籍上の同性婚のみの市区町村＞

- ・ 渋谷区：男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係。
- ・ 中野区：互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行っている、又は継続的に同居して共同生活を行うことを約している、戸籍上の性別が同一である2人の者に係る社会生活関係をいう。

＜一方又は双方が多様な性自認・性的指向＞

- ・ 豊島区：互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。

＜戸籍上の異性婚(事実婚)を含む市区町村＞

- ・ 千葉市：パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。
 - ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。
- ・ 横浜市：互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した2人の関係。
- ・ 横須賀市：互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した2人の者の関係をいう。
- ・ 鎌倉市：互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。

■「同性カップル」

- ・ 世田谷区：互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性（自認する性を含む。）を同じくする2人の者をいう。

■パートナー

- ・ 豊島区：パートナーシップにある者の一方からみた相手方をいう。

■宣誓

- ・ 総社市：パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

■パートナーシップ制度

- 横須賀市：戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を発行するというもの（パートナーシップ宣誓証明制度）。